

## 関川村集落支援員（健康増進支援）募集要項

関川村では、村民の健康づくりの機会創出をすることで健康増進を図るため、集落支援員を募集します。

### 1 活動内容

集落支援員は、村・関係団体等と連携・協力しながら次に掲げる活動を行います。

- (1) 関川村健康増進施設の維持・運営に関すること
- (2) 村の健康増進事業の実施に関すること
- (3) 集落・コミュニティ等が実施する地域の茶の間やイベント等における運動指導
- (4) 健康づくり・健康増進に係る情報発信に関すること

### 2 募集人数

1名

### 3 雇用形態及び期間

- (1) 関川村集落支援員として村長が委嘱し、委託契約により業務を委託します。村との雇用契約は存在しないものとします。
- (2) 委嘱期間は、委嘱の日から1年以内としますが、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新することができます。
- (3) 集落支援員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解職することがあります。

### 4 募集対象

地域の支援・振興活動に関心の高い方、意欲的に活動できる方で、次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 公営又は民営の体育施設において2年以上の勤務経験を有する方又は、体育系短期大学又は体育専修学校(2年制)もしくはこれと同等以上の学校を卒業した方
- (2) 心身ともに健康で地域の健康増進及び活性化に意欲がある方
- (3) 令和6年7月1日現在で50歳以下の方
- (4) 普通自動車免許を有し、活動に使用する車両を用意できる方
- (5) ワード・エクセル等の基本的なパソコンの操作ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 5 活動場所

主な活動場所は関川村健康増進施設ですが、村事業や集落等の運動講座等実施場所に出向いていただきます。

## 6 活動時間

活動時間は1日7時間を基本とし、月120時間以上の業務実績を要します。

## 7 報酬等

健康運動実践指導者又は健康運動指導士の資格の有無によって月額報酬が変わります。委嘱中に健康運動実践指導者又は健康運動指導士の資格を取得した場合は、翌月から月額報酬を変更します。

### (1) 月額報酬

① 健康運動実践指導者又は健康運動指導士の資格を有する方

月額報酬 326,000 円（賞与はありません）

② 健康運動実践指導者又は健康運動指導士の資格がない方

月額報酬 250,000 円（賞与はありません）

(2) 活動に必要な費用（車借上料、消耗品の購入費等）は村が負担します。

(3) 活動に使用する車両の任意保険は各自の加入及び負担となります。

(4) 社会保険の適用はありませんので国民健康保険、国民年金には各自で加入してください。

## 8 研修等

(1) 活動に必要な研修や資格取得に必要な費用は村が負担します。

(2) 新潟県や総務省が行う集落支援員向けの研修に参加できます。

## 9 応募方法

以下の書類を関川村役場まで郵送又は持参してください。

### (1) 提出書類

① 申込用紙（指定様式）

② 履歴書（指定様式）

③ 運転免許証のコピー

### (2) 申込期限

令和6年6月12日（水）午後5時までに必着

※提出いただいた書類は返却しません。

## 10 選考方法

### (1) 第1次選考（書類選考）

書類選考結果を受付から概ね1週間程度を目途に応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、村職員による個人面接を行います。

① 選考日：令和6年6月22日（土）

② 会 場：関川村役場（予定）

### (3) 最終選考結果通知

選考結果は、面接から概ね1週間以内に面接参加者全員に文書にて通知します。

令和6年7月1日の委嘱を予定していますが、具体的な委嘱日は内定者と調整し決定します。

## 11 問い合わせ・応募先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村 地域政策課 地域振興班（担当：渡辺）

T E L : 0254-64-1478

E-mail : [chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp](mailto:chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp)